

生徒心得

1 校内生活

- (1) お互いの人格を尊重して、敬愛の心で明るい学校をつくるように心がける。
- (2) 生徒同士での挨拶や来客、職員への挨拶を励行する。
- (3) 言動は理性的で、品位あるものとする。
- (4) 常に清潔、整理・整頓、美化に努める。
- (5) 施設・設備、器具等の公共物は大切に使用する。破損した場合は、直ちに関係職員に申し出て、破損届を提出する。
- (6) 学校の施設・設備、器具等を使用する場合には、関係職員の許可を得る。
- (7) 所持品は、華美なもの、高価なものはさける。
- (8) 所持品には、学年・組・氏名を明記する。
- (9) 学習に必要なもの以外は持参しない。
- (10) 携帯電話等は、原則としてSTから帰りのSTまで校内で使用しない。
- (11) 不要な金銭は持参しない。
- (12) 金品の貸借は慎む。
- (13) やむを得ず校外に出るときは外出許可を得る。
- (14) 清掃は定められた時間に行う。
- (15) 拾得物、遺失物は速やかに担任又は生徒指導部に届け出る。
- (16) 上履には規定のスリッパを使用する。

2 校外生活

- (1) 本校の生徒としての自覚と誇りを持ち、良識に基づいた言動をとる。
- (2) 他からの誘惑に対しては、毅然とした態度で臨み勇気をもって対処する。
- (3) 防犯対策として、単独での通学はなるべく避けて、複数で行動するようにする。
- (4) 不健全な遊戯場や飲食店には出入りしない。
- (5) 友人との交際は、相互の人格を尊び、明朗で知性と良識に基づいたものであること。
- (6) 交通道德を守り、交通安全に心がける。
- (7) 外出する場合には、必ず行き先、帰宅時間を明らかにしておく。
- (8) 夜間の外出や外泊は慎む。
- (9) 学校代表、公的な場等に参加する場合には制服を着用する。また、運動部の公式戦は、制服または部で決められたジャージとする。
- (10) 自転車乗車時には、ヘルメットの着用に努めること。また、夜間照明具、反射器材等を完備する。
- (11) 自転車での並列走行、二人乗り、無灯、傘さし運転は絶対にしない。道路交通法違反である。

(12) バイクによる通学は認めない。

(13) 運転免許証を取得してはならない。

ただし、進路の内定後においては、申し出により考慮する。

3 願・届

願・届は所定の様式によって提出する。

(1) 欠席、遅刻をする場合は、保護者から 8 : 30 までにメールで連絡する。

電話による連絡は 8 : 00 ~ 8 : 15 とする。

(2) 欠席、遅刻、早退をすることが事前にわかっている場合は、できるだけ早く保護者から担任に連絡する。

(3) 早退、外出をする場合は、担任に申し出て許可を得る。

(4) 住所に異動のある場合は、速やかに担任・生徒指導部に届け出る。

(5) 親族が死亡した時は、必ず担任に申し出る。忌引日数は次のとおりである。

ア 父母…………… 7 日以内

イ 祖父母、兄弟姉妹…………… 3 日以内

ウ その他の親族…………… 1 日

(6) 自宅からの自転車通学を希望する場合は、生徒指導部に申し出る。

(7) 入試や健康診断また部活動での試合、大会等で欠席（欠課）する場合は、届を提出する。

(8) 通学証明書、在学証明書が必要なときは、所定の用紙に必要事項を記入し、事務室へ提出する。

(9) 学生割引証を必要とする場合は、学生割引証交付願を旅行届に添えて提出する。

(10) アルバイトは禁止する。ただし、家庭の事情等で必要な場合には担任に相談する。

(11) 次の場合は、事前に生徒指導部に届け出て許可を得る。

ア 印刷物を発行したり、配布するとき

イ ポスター等を掲示するとき

ウ 校内で集会を行うとき

エ 定められた活動以外で校地校舎を使用するとき

オ 校内で新しく団体をつくるとき

カ 校外で諸行事を行うとき

キ 規定以外の金品を集めるとき

ク 学校の名で校外の団体に加盟または校外の集会行事に参加するとき

(13) 出席停止扱いの感染症（学校において予防すべき感染症）にかかった場合は、直ちに届け出る。

4 考查

考查には厳正な態度で臨み、最善を尽くし不正行為又は不正行為と疑われる行為は絶対にしてしない。受査にあたっては、「考查の心得」(別途指示)を守ること。特に以下の点に留意する。

- (1) 考查時間割の発表から考查終了までは、職員室への入室はできない。
- (2) 考查中に質問等用事のある場合は、挙手をして指示を受ける。
- (3) 考查開始時刻に25分以上遅刻した場合は原則として受査できない。
- (4) 途中退場及び保健室での受査は特別な理由のない限り認めない。
- (5) やむをえず、考查を病気等で欠席した場合は診断書(またはこれにかわる書類)を提出すること。

- 5 学習評価、履修認定、単位修得認定、進級・卒業認定等の諸規定は別途定める。
また、成績不振者には、別途指示をする。

身だしなみの規定

身だしなみについては、常に簡素で清潔な服装・頭髪に心がけて、以下の諸規定を守る。

1 制服

女子

(1) 冬服

- ・色は濃紺、ブレザースタイルの三つ揃いスーツ。スラックスまたはスカートとする。
- ・スカートは20本車ひだ。丈は膝中心とする。
- ・長袖カッターシャツ（袖に刺繍）・ネクタイまたはリボンをする。
- ・ベルトは華美でないものとする。

(2) 中間服

- ・冬服で上着を着用しないもの。

(3) 夏服

- ・セーラーカラーの半袖オーバーブラウス（袖に刺繍）にスカート
- ・スカートはブルーの20本車ひだ。丈は膝中心とする。
- ・半袖カッターシャツ（袖に刺繍）にスラックス

男子

(1) 冬服・色は濃紺、ブレザースタイルの上下。

- ・長袖カッターシャツ（袖に刺繍）・ネクタイをする。
- ・ベルトは華美でないものとする。

(2) 中間服

- ・冬服で上着を着用しないもの。

(3) 夏服

- ・半袖カッターシャツ（袖に刺繍）にスラックス
- ・スラックスは冬と同様。

着用時期の日安

冬服 4月1日～5月31日・10月1日～3月31日

中間服 4月下旬～6月30日・9月1日～11月上旬

夏服 5月下旬～10月上旬

2 防寒具

(1) コート・マフラー・手袋

コートは、通学時の身だしなみとしてふさわしいものとし、華美でないものとする。
色は、黒、紺、グレー、白（オフホワイトやアイボリーを含む）の単色とする。
学校指定のウインドブレーカーは使用可。

マフラー・手袋は派手でないもの。タイツは黒、ベージュとする。

(2) カーディガン・セーター（Vネック）

上着の下に目立たぬように着用すること。色は、黒、紺、グレーの単色とする。

3 頭髪等

清潔を保ち、染色・脱色・パーマ及びその他の技巧を加えた髪型をしない。化粧はしない。髪飾り、ピアス、指輪、ネックレス等の装身具は着用しない。

4 靴および靴下

通学用靴は黒または濃茶の革靴（合皮）か、運動靴で華美でないもの。

靴下は白、紺、黒とし、丈は膝下とする。

5 鞆

学校指定のものを使用し、補助的な鞆を使用する場合は、通学にふさわしいものとし、高価なものやファッション性の高いものは避ける。

6 異装

病気等の事情で定められた服装ができない場合は、担任に届け出る。

7 その他

式典及び校外実習の身だしなみ規定は別に定める。

8 校則の見直しについて

生徒・保護者・職員からの意見をもとに、生徒議会・生徒指導部会・運営委員会・職員会議で変更について検討する。